

第 2 節 災害情報の収集伝達

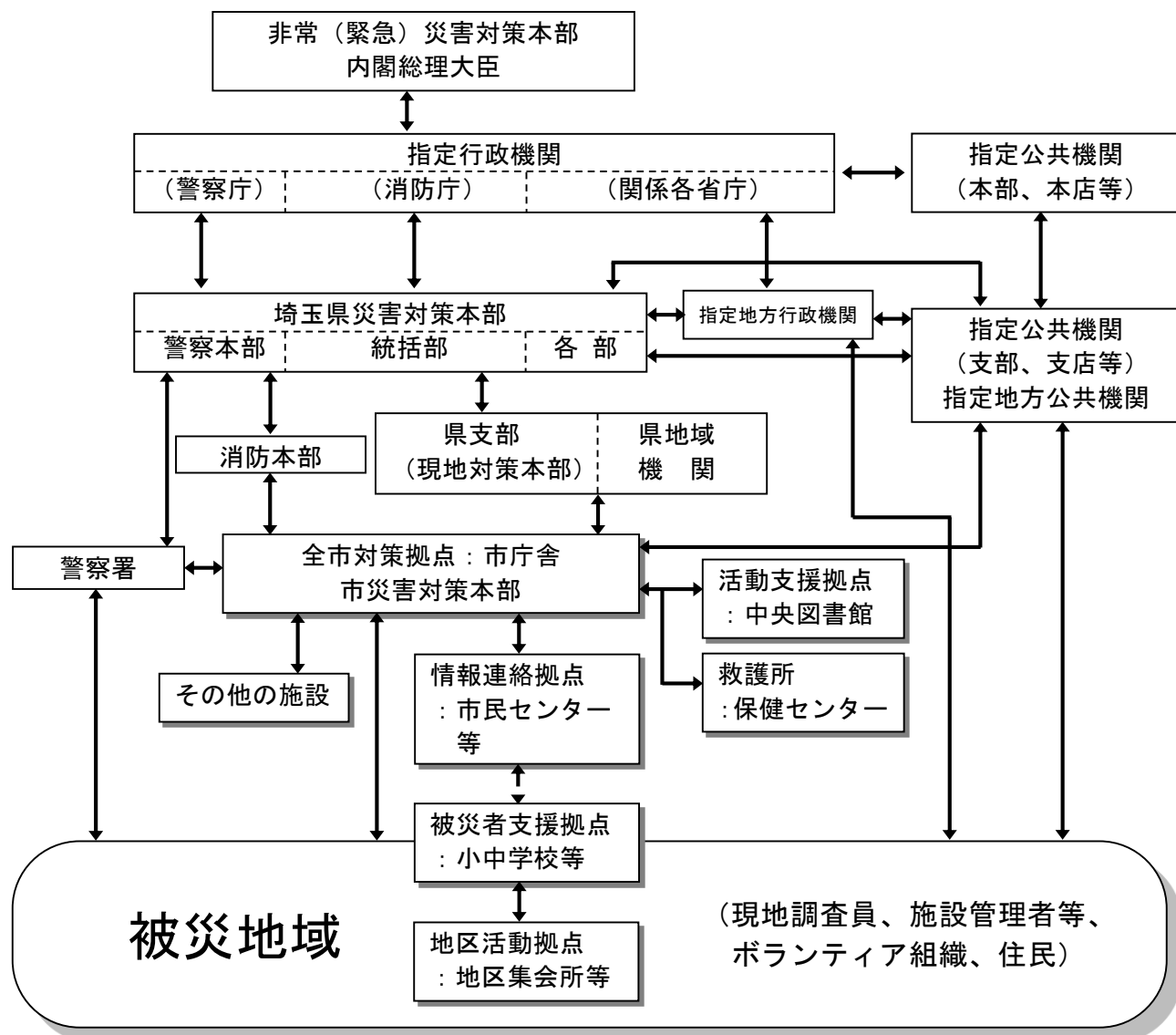
■計画の主旨

市及び防災関係機関は、地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図るとともに、迅速かつ的確に災害情報の収集、伝達に努める。

■計画の体系

項目	内容	初 動	応 急	復 旧	担当
第 1 項 通信手段の確保	1 市が使用する通信施設の 種類	●	●		本部班 各班
	2 情報連絡体制	●	●		本部班、市政広報班
第 2 項 地震情報の収集伝達	1 地震情報の収集伝達方 法	●			危機管理課、秘書広報課 《市災害対策本部を設置している場合》 本部班、市政広報班
	2 地震情報等の内容	●			危機管理課 《市災害対策本部を設置している場合》 本部班
	3 異常現象発見時の通報	●			危機管理課、住民 《市災害対策本部を設置している場合》 本部班、住民
第 3 項 被害情報の収集伝達	1 情報の収集	●	●	●	本部班、各班
	2 情報の報告	●	●	●	本部班、各班

図 3-3 通信連絡系統図



■計画の内容

第1項 通信手段の確保

1 市が使用する通信施設の種類

担当	対策内容
本部班 各班	・市が、県及び県の出先機関、あるいは他の防災関係機関との間で、地震情報や被害情報等の収集伝達に使用する通信施設は次のとおりである。 （１）一般加入電話 （２）防災行政無線 （３）非常・緊急通話用電話 （４）他機関の通信施設 （５）非常通信（非常無線） （６）ＳＮＳの活用

2 情報連絡体制

担当	対策内容
本部班 市政広報班	（１）市内の連絡体制 ・全市対策拠点（市庁舎）、情報連絡拠点（市民センター等）、被災者支援拠点（小中学校等）及び地区活動拠点（自治会集会所等）を結ぶ連絡網を確立する。 ・全市対策拠点（市庁舎）、保健センター、学校給食センター及び活動支援拠点（中央図書館、農業交流センター、運動公園）を結ぶ連絡網を確立する。 ・施設間の連絡は、有線又は口頭により行うが、全市対策拠点、情報連絡拠点、保健センター間は防災行政無線を配備し連絡を行う。 ・住民に対しては、市防災行政無線（市庁舎と広報用スピーカーを無線で結ぶ方式）を設置しており、市内における災害情報の通信（広報）に用いる。 ・広報車、ＳＮＳ、ハンドマイクを用いて広報を行う。 （２）県・国との連絡体制 ・県との災害情報の通信は、県防災行政無線を用いる。 ・有線通信や防災行政無線等が使用できない場合は、電波法の規定に基づき、埼玉地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他の機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を利用することができる。 ・警察本部長又は警察署長に対し、災対法57条の規定によりあらかじめ協議した定めた手続きに基づき警察通信等の利用を要請することができる。

第2項 地震情報の収集伝達

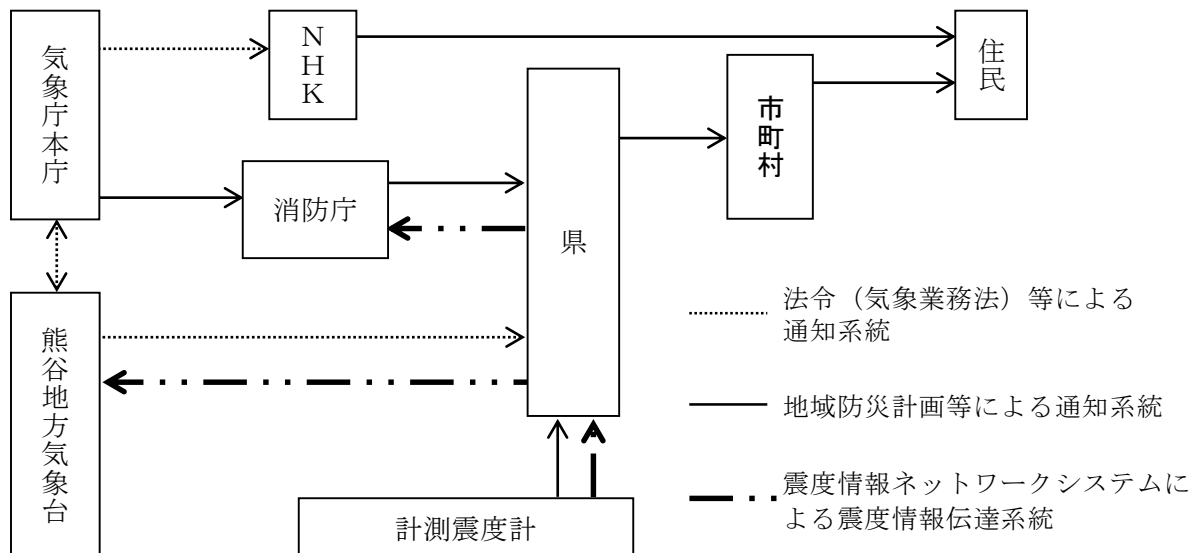
1 地震情報の収集伝達方法

担当	対策内容
危機管理課 秘書広報課 《市災害対策本部を設置している場合》 本部班 市政広報班	・図3-4の情報伝達系統により、県内で震度4以上の地震が発生した場合、県から全市町村へ一斉に地震情報がFAXで送信される。 ・県より地震情報を収集した場合、必要に応じて市防災行政無線や広報車及びＳＮＳ等により住民等に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。

2 地震情報等の内容

担当	対策内容
危機管理課 《市災害対策本部を設置している場合》 本部班	【緊急地震速報】 - 震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）が発表される。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が 6 弱以上のものを特別警報に位置付けている。 【震度速報】 - 地震発生から約 1 分半後に、震度 3 以上の地域名と地震の発生時刻が発表される。この速報は防災機関、報道機関がすばやく防災対応をとるための情報である。テレビ、ラジオ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連動した防災行政無線等でも伝えられる。 【震源に関する情報】 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）が発表される。 【震源・震度に関する情報】 - 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名が発表される。なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名が発表される。 【各地の震度に関する情報】 - 震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）が発表される。 【遠地地震に関する情報】 - 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）が概ね 30 分以内に発表される。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表される。 【地震回数に関する情報】 - 地震が多発した場合、震度 1 以上を観測した地点の回数が発表される。

図 3-4 地震情報の収集伝達系統図



3 異常現象発見時の通報

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者の通報は、次の要領による。

担当	対策内容
住民	・災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、速やかに通知できる方法で市又は警察官に通報する。 ・通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長に通報する。 【通報すべき異常現象】 (1) 気象に関する事項 著しく異常な気象現象（例：竜巻、強い降ひょう等） (2) 地震・火山に関する事項 ア 火山関係（噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象） イ 地震関係（数日間にわたり頻繁に感ずるような地震）
危機管理課 《市災害対策本部を設置している場合》 本部班	・通報を受けた市は、直ちに消防本部等防災関係機関、県及び熊谷地方気象台に連絡する。

第3項 被害情報の収集伝達

市は、市の区域内に災害が発生したときは、この計画の定めるところにより、速やかにその被害状況をとりまとめ、災害オペレーション支援システム（使用できない場合はFAX等）で県に報告するとともに、併せて災害応急対策に関する市がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

1 情報の収集

担当	対策内容
本部班 各班	・災害情報の収集に当たっては、警察署及び消防本部と緊密に連携する。 ・被害の程度の調査に当たっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。 ・被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。 ・全壊、流出、半壊、死者及び重傷等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査する。 ・行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、行方不明となった者について、警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

2 情報の報告

市は、管轄地域内の被害状況等について、次により県に報告する。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

担当	対策内容
本部班 各班	(1) 被害の判定基準 - 県災害対策本部運営要領（以下「県要領」という）別表に定めるところにより認定する。 (2) 報告の要領及び様式 - 被害状況は、災害の発生及び経過に応じて、報告するものとし、被害速報及び確定報告に区分する。 ア 被害速報 - 発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。 (ア) 発生速報 - 埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に報告する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第1号「発生速報」により、防災行政無線FAX等で報告する。 (イ) 経過速報 - 埼玉県災害オペレーション支援システムにより、特に指示される場合のほか、2時間ごとに報告する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第2号「経過速報」により、防災行政無線FAX等で報告する。 (3) 報告先 - 被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。 - 勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。 電話 048-830-8181（直通） 防災行政無線（発信特番）-200-6-8111

表3-4 消防庁への報告先

区分		平日（9:30～18:15） （消防庁応急対策室）	左記以外 （消防庁宿直室）
回線			
NTT回線	電 話 F A X	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災行政無線	電 話 F A X	TN-90-49013 TN-90-49033	TN-90-49102 TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話 F A X	TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49102 TN-048-500-90-49036

（注）TNは、回線選択番号を示す。

※資料

- 鶴ヶ島市防災行政無線系統図（P 資-31）
- 様式 1 災害情報記録用紙（P 資-35）
- 県災害対策本部運営要領 様式第 1 号 発生速報（P 資-62）
- 県災害対策本部運営要領 様式第 2 号 経過速報（P 資-63）

第3節 広報広聴対策

■計画の主旨

広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行うものとする。

被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第1項 災害情報の広報	1 災害情報資料の収集	●	●		市政広報班
	2 災害広報活動の要領	●	●	●	市政広報班
	3 帰宅困難者・要配慮者に配慮した広報の実施	●	●	●	市政広報班、避難所運営班、生活救護班
	4 防災関係機関	●	●	●	防災関係機関
第2項 広聴活動	1 被災者に対する広聴の実施	●	●	●	市政広報班、市民相談班
	2 市、県、関連団体の連携確保（震災相談連絡会議の設置等）	●	●	●	本部班 市民相談班

■計画の内容

第1項 災害情報の広報

地震発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、迅速かつ正確な広報を実施するとともに、要配慮者等にも配慮した広報実施に努める。

1 災害情報資料の収集

担当	対策内容
市政広報班	・災害広報活動を行うのに必要な資料は、概ね次に掲げるものを作成し收拾する。 ① 別に定める広報担当者等を派遣して撮影した災害写真 ② 防災関係機関及び住民等が撮影した災害写真、災害ビデオ ③ 報道機関等による災害現地の航空写真 ④ 災害応急対策活動取材した写真

2 災害広報活動の要領

担当	対策内容
市政広報班	(1) 報道機関に対する発表の方法 ア 災害に対する情報及び対策等は、別に定める広報担当者が、その都度速やかに「川越新聞記者会」を通じて、次に掲げる報道機関に対し発表する。 朝日新聞社・毎日新聞社・読売新聞社・東京新聞社・埼玉新聞社・産経新聞社・時事通信社・NHKさいたま放送局 イ その他必要があると認めるときは、アに掲げる報道機関以外の報道機関に対しても発表する。 ウ 被害情報の統一 ・報道機関に対する被害状況の発表については、その相違を避けるため、関係機関が相互に通報連絡して、被害情報の統一に努める。 (2) 住民に対する広報の方法 ア 新聞、ラジオ、テレビ等のほか、市防災行政無線、広報車、SNS、ハンドマイク、ホームページ等を活用して、住民に対し、注意事項及び対策等について広報する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。 イ 必要に応じ、広報車等を利用して、次に掲げる情報について広報する。 (ア) 地震及び気象情報 (イ) 地域の被害状況等に関する情報 (ウ) 避難に関する情報 - a 避難情報に関すること。 - b 避難施設に関すること。 (エ) 地域の応急対策活動の状況に関する情報 - a 救護所の開設に関すること。 - b 交通機関及び道路の復旧に関すること。 - c 電気、ガス、水道等の復旧に関すること。

	(オ) 被災者生活再建支援に関する情報 (カ) 犯罪の予防に関する情報 (キ) 交通に関する情報 (ク) その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む） a 給水及び給食に関すること。 b スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること。 c 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。 d 防疫に関すること。 e 臨時災害相談所の開設に関すること等。
--	--

3 帰宅困難者・要配慮者に配慮した広報の実施

担当	対策内容
市政広報班 避難所運営班 生活救護班	・ 広報を実施するに当たっては、帰宅困難者に対しての市メールマガジン等による交通機関の運行状況及び一時滞在施設の利用を広報するとともに、外国人に対しての多言語による広報や聴覚障害者に対してのFAXや文字放送、市メールマガジンによる広報の実施など要配慮者にも配慮した対策を積極的に推進する。

4 防災関係機関

担当	対策内容
防災関係機関	・ 防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、市、県及び報道機関に広報を要請する。

第2項 広聴活動

1 被災者に対する広聴の実施

担当	対策内容
市政広報班 市民相談班	・ 効果的な災害対策の実施に資するため、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。 ・ 被災者の中に、配偶者からの暴力等により、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。 ・ 必要があれば県に広聴活動への協力を要請する。

2 市、県、関係団体の連携確保（震災相談連絡会議の設置等）

担当	対策内容
本部班 市民相談班	・ 市、県及び関係団体は、震災後の連携体制を強化するため、震災後早期に、県の機関である災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催する。 ・ 震災相談連絡会議では、市、災害情報相談センター及び関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「震災情報相談センターマニュアル」を作成する。

第4節 応援体制・要員確保

■計画の主旨

大規模な地震災害が発生した場合には、市のみで対応していくことには限界があるため、あらかじめ応援・協力に関する協定を締結している市町や各団体に応援の要請を行う。

また、災害応急対策を遂行する上で、不足する労働力について、必要な要員を確保する。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第1項 指定地方行政機関等の活動体制及び相互協力	1 総合防災体制の整備	●	●	●	指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者
	2 活動体制の整備	●	●	●	本部長（市長）、本部班、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者
	3 市における相互応援協力	●	●	●	本部長（市長）、本部班、消防本部
	4 県への応援依頼	●	●	●	本部長（市長）、本部班、消防本部
第2項 要員の確保			●	●	本部班

■計画の内容

第 1 項 指定地方行政機関等の活動体制及び相互協力

1 総合防災体制の整備

担当	対策内容
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関	・市の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。
防災上重要な施設の管理者	・市内の公共団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、市の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市及び指定地方行政機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 活動体制の整備

担当	対策内容
本部長（市長） 本部班 指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関 防災上重要な施設の管理者	（１）組織等の整備 ・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。
	（２）職員の派遣 ・市長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、県を通じてその所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

3 市における相互応援協力

災害時において、災害応急対策を実施するために必要とする場合には、近隣市町、各地方公共団体及び関係機関と相互に応援協力をなし、適切な災害応急活動を実施するものとする。

また、県知事及び他市町村長から応援要請があった場合には、特別の事情がない限りその要請に応ずるものとする。

担当	対策内容
本部長（市長） 本部班 消防本部	（１）相互応援協定の締結状況 - 平成10年6月1日に川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町と災害時における相互応援に関する協定を締結している。 - 平成16年5月1日に袖ヶ浦市、阪南市、日高市、香芝市及び羽村市と平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定を締結している。 - 平成19年5月1日に埼玉県、県内市町村と、災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定を締結している。 - 消防本部において消防相互応援協定を締結している。 （２）他市町への応援要請 - 市長は、市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、災対法第67条の規定に関し、本市があらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。 - 消防組織法第39条の規定に基づく消防本部が締結した消防相互応援協定により必要とする場合は、消防本部が応援要請を行う。 （３）応援の内容等 - 応援の内容及び要請手続き等については、協定書や覚書の定めるところによる。それ以外の場合、市、防災関係機関との応援等は、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話（無線）をもって要請し、後日文書により処理する。 ア 災害（混乱）の状況及び応援を求める理由 イ 応援を希望する機関名 ウ 応援を必要とする場所及び日時、期間 エ 応援を必要とする活動内容及び人員等 オ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 カ その他必要な事項 キ 消防相互応援の場合は、別途、指定様式

4 県への応援依頼

担当	対策内容
本部長（市長） 本部班 消防本部	- 市長は、県知事又は指定地方行政機関等に応援、職員の派遣の要請及び職員の派遣のあっせん、自衛隊の災害派遣要請を求める場合は、県に対し次表に掲げる事項を明記した文書をもって求める。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、口頭又は電話等により求めるものとし、事後速やかに文書を送付する。 - 消防組織法第43条に基づく埼玉県特別機動援助隊及び第45条に基づく緊急消防援助隊の出動を要請する場合は、市長が応援要請を行う。 - 自衛隊への派遣要請については、事態が急迫し、通信等の途絶により県知事

	に要請できない場合は、直接、陸上自衛隊第32普通科連隊又は最寄部隊に通報するものとし、事後速やかに所定の手続きを行う。
--	---

(1) 県知事へ応援を求める場合（災対法第68条）※

- | |
|------------------------------|
| 1 災害の状況 |
| 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 |
| 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 |
| 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 |
| 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） |
| 6 その他必要な事項 |

(2) 指定地方行政機関の長に職員の派遣を要請する場合（災対法第29条）

- | |
|----------------------|
| 1 派遣を要請する理由 |
| 2 派遣を要請する職員の職種別人員数 |
| 3 派遣を必要とする期間 |
| 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 |
| 5 その他必要な事項 |

(3) 県知事に指定地方行政機関の職員及び他の普通地方公共団体の職員の派遣のあっせんを求める場合（災対法第30条）

- | |
|------------------------|
| 1 派遣のあっせんを求める理由 |
| 2 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 |
| 3 派遣を必要とする期間 |
| 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 |
| 5 その他必要な事項 |

(4) 埼玉県特別機動援助隊の出動を要請する場合（消防組織法第43条）

「第7節 消防」参照（P3-38）

(5) 緊急消防援助隊の出動を要請する場合（消防組織法第44条）

「第7節 消防」参照（P3-38）

(6) 自衛隊の災害派遣要請を求める場合（自衛隊法第83条）

「第5節 自衛隊災害派遣」参照（P3-28）

※ 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請を求める場合、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

第2項 要員の確保

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労働力については、公共職業安定所を通じて労働者を確保し、労務供給に万全を期すものとする。

担当	対策内容
本部班	・ 応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の救助を行う者に対して、必要最小限度の労働者の雇い上げによって行う。 ① り 災者の避難 ② 医療及び助産における移送 ③ り 災者の救出 ④ 飲料水の供給 ⑤ 救助用物資の整理分配及び輸送 ⑥ 遺体の搜索 ⑦ 遺体の処理 ⑧ 緊急輸送道路の確保

※資料

●災害時協定締結状況（P資-132）

第5節 自衛隊災害派遣

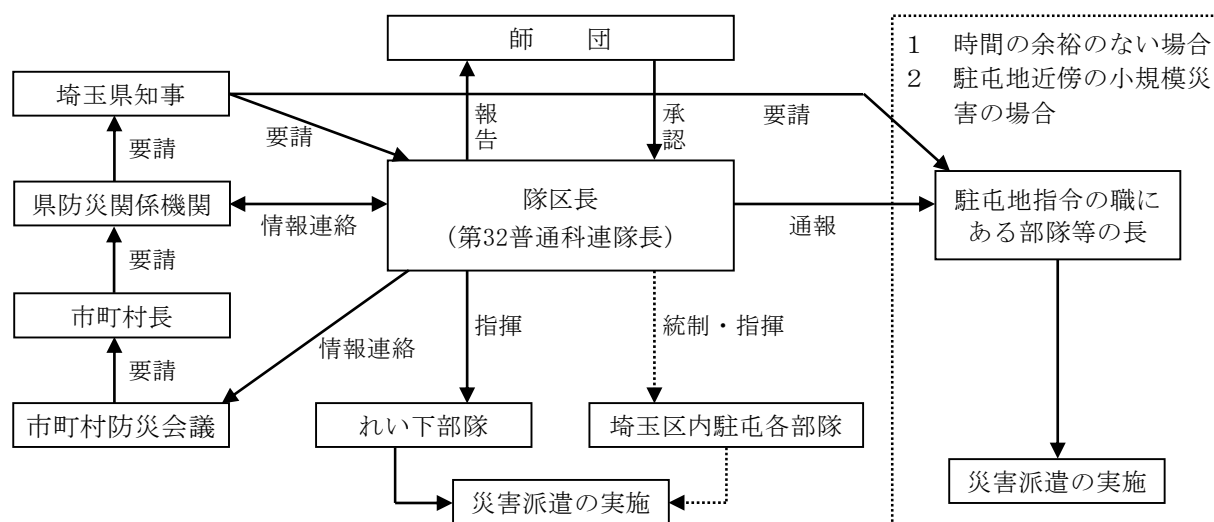
■計画の主旨

災害の規模が大きく、自力での応急活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法第83条に基づき、直ちに自衛隊の災害派遣要請を県知事に依頼する。自衛隊は要請に基づき、部隊等の派遣等適切な措置をとる。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第1項 災害派遣の活動	1 災害派遣活動の範囲	●	●	●	自衛隊
	2 災害派遣実施の判断	●	●	●	自衛隊
第2項 災害派遣の要請	1 災害派遣要請の依頼	●	●		本部長（市長）、本部班
	2 災害派遣部隊の撤収要請		●	●	本部長（市長）、本部班
第3項 災害派遣部隊の 受入体制の確保	1 連携体制の確立	●	●	●	本部長（市長）、本部班、防災関係機関
	2 作業計画及び資材等の準備	●	●	●	本部長（市長）、本部班、各班
	3 派遣部隊の受入れ	●	●	●	本部班
	4 経費の負担区分		●	●	本部班、市政広報班

図3-5 陸上自衛隊災害派遣の要請及び通報連絡系統



■計画の内容

第1項 災害派遣の活動

1 災害派遣活動の範囲

担当	対策内容
自衛隊	・自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命又は、財産を社会的に保護する差し迫った必要性があり、かつ、その実態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次による。 ① 被害状況の把握 ② 避難者の誘導、輸送 ③ 避難者の搜索、救助 ④ 水防活動 ⑤ 消防活動 ⑥ 道路又は水路等交通上の障害物の除去 ⑦ 診察、防疫、病虫害防除等の支援 ⑧ 通信支援 ⑨ 人員及び物資の緊急輸送 ⑩ 炊事及び給水支援 ⑪ 救援物資の無償貸付又は贈与 ⑫ 交通規制の支援 ⑬ 危険物の保安及び除去 ⑭ 予防派遣 ⑮ その他

2 災害派遣実施の判断

担当	対策内容
自衛隊	・自衛隊は、県からの事前の情報又は自ら収集した情報に基づき、調査部隊を派遣することができる。 ・自衛隊は、庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。 ・自衛隊は、県知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の要請の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。 ・要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば、大規模な地震が発生した場合において自ら情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により県等と連絡が不可能である場合で直ちに救援の措置をとる必要がある場合の部隊等の派遣、また、救援活動が人命救助に関するものと認められる場合の部隊等の派遣、及び地震による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められるときには、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。なお、この場合においても、県と連絡をとるよう努めるものとする。 ・自主派遣後、県知事等から派遣要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

第2項 災害派遣の要請

1 災害派遣要請の依頼

担当	対策内容
本部長（市長） 本部班	・ 県知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、市長が行う。 ・ 市長が県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、電信、電話等により県（統括部）に依頼し、事後速やかに文書を送達する。 ・ 緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、県知事に要求できない場合は、直接、陸上自衛隊第32普通科連隊又は最寄部隊に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。 ア 提出（連絡先）：県（統括部） イ 記載事項 （ア）災害の状況及び派遣を要請する事由 （イ）派遣を希望する期間 （ウ）派遣を希望する区域及び活動内容 （エ）その他、参考となるべき事項

表3-5 自衛隊の災害派遣要請の通報先

（事態が急迫し、通信等の途絶により、県知事に要求できない場合）

部隊名（駐屯地等）	連絡責任者	
	時間内	時間外
陸上自衛隊 第32普通科連隊（大宮）	第3科長	部隊当直司令
陸上自衛隊 第1施設団（朝霞）	第3科長 又は警備幹部	駐屯地当直司令
航空自衛隊 中部航空方面隊司令部（入間）	運用第2班長	司令部当直幕僚
航空自衛隊 第4術科学校（熊谷）	総務課長	基地当直幹部

2 災害派遣部隊の撤収要請

担当	対策内容
本部長（市長） 本部班	・ 応急対策の活動が終了し又は作業が復旧の段階に入ったため自衛隊による作業の必要がなくなったときは、市長は速やかに県知事に自衛隊の撤収要請を行うよう依頼する。

第3項 災害派遣部隊の受入体制の確保

1 連携体制の確立

担当	対策内容
本部長（市長） 本部班 防災関係機関	（１）相互連携体制の確立 市、県、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。 （２）他の災害救助復旧機関との競合重複の排除 - 市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。 （３）自衛隊との連絡窓口一本化 - 市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。

2 作業計画及び資材等の準備

担当	対策内容
本部長（市長） 本部班 各班	- 市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要な十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。 ① 作業箇所及び作業内容 ② 作業の優先順位 ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 派遣部隊の受入れ

担当	対策内容
本部班	- 派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。 部隊受入れ候補地：運動公園 ① 本部事務室 ② 宿舎 ③ 材料置場（野外の適当な広さ） ④ 駐車場（車１台の基準は３ｍ×８ｍ） ⑤ ヘリコプター発着場（２方向に障害物がない広場）

4 経費の負担区分

担当	対策内容
本部班 市政広報班	・自衛隊の派遣を受けた場合、自衛隊の救助活動に要した経費は、市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。 ① 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費 ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料 ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等 ④ 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償 ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

※資料

- 自衛隊に対する要請文書のあて先（P資-59）
- 緊急の場合の連絡先（自衛隊）（P資-59）
- 様式23 自衛隊災害派遣要請書（P資-60）
- 様式24 自衛隊災害派遣撤収要請書（P資-61）

第 6 節 災害救助法の適用

■計画の主旨

災害救助法による救助は、災害に際しての飲料水、食料、医療等の応急的、一時的救助を行うことによって、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものであり、適用に当たって必要な事項を定める。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第 1 項 救助法の適用	1 災害救助法の適用手続	●	●		本部長（市長）、本部班
	2 災害救助法の適用	●	●		本部長（市長）、本部班
第 2 項 救助の実施方法等	1 被害状況調査体制の整備	●	●		本部班
	2 報告等		●	●	本部長（市長）、本部班、各部長

■計画の内容

第1項 救助法の適用

1 災害救助法の適用手続

市は、以下の基準に従い被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

市長が救助法の適用を県知事に要請する場合は、県（災害対策課）に対し、次に掲げる事項についてとりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

- | |
|----------------------------|
| (1) 災害発生の日時及び場所 |
| (2) 災害の原因及び被害状況 |
| (3) 適用を要請する理由 |
| (4) 必要な救助の種類 |
| (5) 適用を必要とする期間 |
| (6) 既にとった救助措置及び今後ろうとする救助措置 |
| (7) その他必要な事項 |

2 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の適用基準

- ・市町村の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき（基準1号）

市町村の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

- ・被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、当該市町村の住家のうち滅失した世帯の数が基準1号の1／2に達したとき（基準2号）
- ・被害が広域な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき（基準3号）
- ・被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（基準3号）
- ・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（基準4号）

(2) 被災世帯の算定

住家滅失した世帯数の算定方法	住家が滅失した全世帯数 = (全壊、全焼もしくは流失した世帯数) + 1 / 2 (住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯数) + 1 / 3 (住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数)
住家の滅失等の認定基準	① 住家が滅失したもの 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。 ② 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの 損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。 ③ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの (①) 及び (②) に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に住居することができない状態となったもの。
住家及び世帯の単位	住家：現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。 世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第2項 救助の実施方法等

1 被害状況調査体制の整備

担当	対策内容
本部班	・救助法の適用に当たっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査・報告体制の整備に努める。

2 報告等

担当	対策内容
本部長（市長） 本部班 各部長	・救助法に基づく災害報告等の県知事に対する報告は「第1項 1 災害救助法の適用手続」に準じて行う。 ・各部長は、その所掌する救助事務について、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、本部長に提出する。

表3-6 救助の種類及び実施者

救 助 の 種 類	実施期間	実 施 者 区 分
避難所の設置及び収容	7日以内	市
炊出し及び食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	水道企業団
被服、寝具及び生活必需品の給与又は貸与	10日以内に完了	市
医療及び助産	14日（ただし、助産については、分娩した日から7日間）	医療班派遣＝県及び日赤埼玉県支部（ただし、委任されたときは市）
学用品の給与	教科書1ヶ月以内に完了 文房具15日以内に完了	市
災害にかかった者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内に完了	市
生業資金の貸与	現在運用されていない	
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者、設置箇所の選定＝市 設置＝県（ただし、委任されたときは市）
住宅応急修理	3ヶ月以内に完了	市
死体の捜索	10日以内に完了	市
死体の処理	10日以内に完了	市
障害物の除去	10日以内に完了	市

表 3-7 災害救助法の適用基準（鶴ヶ島市）

項 目	基 準
救助法の適用基準	① 市の地域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が80世帯以上であること。 ② 被害が相当広範な地域にわたり、県内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であり、かつ市の住家のうち滅失した世帯の数が40以上に達したとき。 ③ 被害が広範な地域にわたり、県内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であり、かつ市の区域内の滅失世帯数が多数であるとき。又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。 ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
被災世帯の算定基準	第1 住家の滅失した世帯数の算定方法 ① 住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、全壊、全焼もしくは流失した世帯を滅失した世帯とする。 ② 住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。 ③ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。 第2 住家の滅失等の認定基準 ① 住家が滅失したもの。 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。 ② 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの。 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の20%以上50%未満のもの。 ③ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 ①、②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 第3 世帯及び住家の単位 ① 世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 ② 住家 現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

※資料

●災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について（P資-64）

第 7 節 消防

■計画の主旨

地震火災は、地震による被害のうち、そのときの条件によって極めて大きな被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、消防本部及び消防団は全機能を挙げて応急対策に取り組む。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第 1 項 消防本部による 消防活動	1 情報収集及び伝達、応援隊の受入	●			消防本部
	2 同時多発火災への対応	●			消防本部
	3 火災現場活動及び救急救助	●			消防本部
第 2 項	消防団による消防活動	●			消防団
第 3 項 応援要請	1 応援要請の種別及び判断	●			本部長（市長）、本部班、消防本部
	2 応援要請の方法	●			本部長（市長）、本部班、消防本部
	3 応援隊の受入体制	●			本部班、消防本部、消防団

■計画の内容

第1項 消防本部による消防活動

1 情報収集及び伝達、応援隊の受入

担当	対策内容
消防本部	(1) 災害状況の把握 ・119番通報、駆け付け通報、消防無線、高層建物からの視認、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。 (2) 把握結果の緊急報告 ・消防長は災害の状況を管理者等（場合によっては県知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう対処する。 (3) 応援隊の受入及びその準備 ・応援隊の円滑な受け入れを図るため、準備を行う。

2 同時多発火災への対応

担当	対策内容
消防本部	・火災の発生状況に応じて、以下の原則により、それぞれの防御計画に基づき鎮圧に当たる。 (1) 避難地及び避難路確保優先の原則 ・大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。 (2) 重要地域優先の原則 ・大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。 (3) 消火可能地域優先の原則 ・大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。 (4) 市街地火災消防活動優先の原則 ・大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。 (5) 重要な消防対象物優先の原則 ・重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

3 火災現場活動及び救急救助

担当	対策内容
消防本部	(1) 火災現場活動の原則 ・出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。 ・火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

	・火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。 (2) 救急救助 ・要救助者の救出救助と負傷者に対して応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。詳細については、「第8節 救急救助・医療救護・保健」による。 (P3-43)
--	--

第2項 消防団による消防活動

担当	対策内容
消防団	(1) 出火防止 ・地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気ブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を行う。 (2) 消火活動 ・地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、地域住民や消防本部と協力して行う。 ・倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。 (3) 救急救助 ・消防本部と連携を図りながら要救助者の救出及び救護活動を行う。 (4) 避難誘導 ・避難情報の発令がなされた場合は、これを広く住民に広報するとともに、関係機関と連絡を取りながら住民を安全に避難させる。 (5) 情報の収集 ・消防本部による活動を支援し、早期の災害情報の収集を行う。 (6) 応援隊の受入準備と活動支援 ・応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。

第3項 応援要請

1 応援要請の種別及び判断

担当	対策内容
消防本部	(1) 隣接との消防相互応援協定による応援要請 ・普通応援 協定区域内に火災等が発生した場合 ・特別応援 普通応援を超える火災等が発生した場合 (2) 埼玉県下消防相互応援協定による応援要請 ・第1要請 第2ブロックの協定市町村等に対して行う場合 ・第2要請 他のブロックの協定市町村等に対して行う場合 ・特命要請 第1要請及び第2要請以外の方法で応援隊を特定して行う場合 (3) 埼玉県防災ヘリコプター応援協定による応援要請 ・消防組合の消防力によっては、防御が著しく困難な場合

	・その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合 (4) 埼玉県特別機動援助隊設置要綱による応援要請 ・建物倒壊や列車事故等の局地的かつ多数の負傷者の発生が見込まれ、傷病者の救助及び医療の援助活動が必要な場合 (5) 他団体との協定による応援要請 ・大規模災害又は特殊災害等が発生し、協定に基づく応援が必要な場合
本部長（市長） 本部班	(6) 緊急消防援助隊の応援要請 ・大規模災害又は特殊災害が発生し、県内の消防力をもってしてはこれに対処できない場合

2 応援要請の方法

担当	対策内容
消防本部	(1) 隣接との消防相互応援協定による応援要請 ・消防相互応援協定に基づく、通報指定場所へ電話その他の方法により要請する。 (2) 埼玉県下消防相互応援協定による要請 ・第1要請 第2ブロック代表消防機関の長に対して、電話その他の方法により要請する。 ・第2要請 第2ブロック消防機関の長から県代表機関の長に対して電話その他の方法により要請する。 ・特命要請 第2ブロック消防機関の長から県代表機関の長に対して電話その他の方法により要請する。 (3) 埼玉県防災ヘリコプター応援協定による要請 ・埼玉県防災航空センターに電話その他の方法により要請する。 (4) 埼玉県特別機動援助隊設置要綱による応援要請 ・埼玉県下消防相互応援協定による要請を準用する。 (5) 他団体との協定による応援要請 ・応援協定指定場所等に電話その他の方法により要請する。
本部長（市長） 本部班	(6) 緊急消防援助隊の応援要請 ・市長から県知事に対して緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画に規定する別記様式1－2により要請する。 ・緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに県知事に連絡する。
本部長（市長） 本部班 消防本部	(7) 応援要請時の連絡事項 ・災害発生日時 ・災害発生場所 ・災害の種別・状況 ・人的・物的被害の状況 ・応援要請日時 ・必要応援部隊 ・必要資機材、装備等 ・その他必要事項

3 応援隊の受入体制

担当	対策内容
本部班 消防本部 消防団	(1) 緊急消防援助隊 ・緊急消防援助隊の受入は、緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画に基づき、次のとおりとする。 ① 県と受援のための連絡調整を行う。 ② 被災地が本市の場合は、本市に消防応援活動調整本部が設置される。また、被災地が本市を含め2以上の市町村の場合には、県に消防応援活動調整本部が設置されることから、県の消防応援活動調整本部に職員を派遣する。 ③ 進出拠点（応援部隊を本市が受け入れる場所）が、鶴ヶ島グリーンパーク多目的広場2駐車場となった場合には、応援部隊の誘導及び受け入れのための職員を派遣する。また、進出拠点が近隣の市町村となった場合も同様とする。 ④ 救助活動拠点（応援部隊が宿泊する場所）を決定するとともに、運営に必要な職員を派遣する。 (2) その他応援隊 ・緊急消防援助隊の受入に準じて、受け入れ体制を整える。

※資料

- 埼玉県下消防相互応援協定（P資-68）
- 埼玉県防災ヘリコプター応援協定（P資-82）
- 埼玉県特別機動援助隊設置要綱（P資-84）
- 埼玉県緊急消防援助隊受援計画（P資-87）
- 坂戸・鶴ヶ島消防組合受援計画（P資-99）

第 8 節 救急救助・医療救護・保健

■計画の主旨

地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における救急救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も早い医療救護活動を実施する。また、被災者の心身の健康の維持を図る。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第 1 項 救急・救助	1 救急・救助における出動	●			消防本部
	2 救急・救助における活動	●			消防本部、消防団、事業所、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織
	3 応援要請	●			本部長（市長）、本部班、消防本部
第 2 項	医療及び助産救護活動	●	●		医療救護班、医療機関
第 3 項 傷病者の搬送	1 傷病者搬送の判定	●			医療救護班
	2 傷病者搬送の要請	●			本部班、医療救護班
	3 後方医療機関への搬送	●			本部班、医療救護班、消防本部
第 4 項	精神科救急医療の確保		●	●	生活救護班、医療救護班
第 5 項 精神保健活動	1 災害後の心身変調に関する情報提供			●	市政広報班、生活救護班、医療救護班
	2 コーディネーターの確保			●	生活救護班、市民相談班、医療救護班

■計画の内容

第1項 救急・救助

1 救急・救助における出動

担当	対策内容
消防本部	・救急・救助の必要な現場への出動は、救命効果を高めるため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。 ・救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重症者を優先に出動する。

2 救急・救助における活動

担当	対策内容
消防本部 消防団	・救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。 ・延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。 ・延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。 ・同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効果の高い現場を優先に救急・救助活動を行う。
事業所 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	・地震による被害があった場合には、近隣同士が連絡を取り合い、安否を確認する。 ・近隣において家屋の倒壊による要救出者等があった場合、消防、警察等の関係機関に連絡するとともに、近隣住民と協力して、救出・救助を行う。 ・消防、警察等の救助員から要請された場合は、救助活動に協力する。

3 応援要請

担当	対策内容
本部長（市長） 本部班 消防本部	・以下の内容については、「第7節 第3項 応援要請」（P3-40）による。 ① 隣接との消防相互応援協定による応援要請 ② 埼玉県下消防相互応援協定による応援要請 ③ 埼玉県防災ヘリコプター応援協定による応援要請 ④ 埼玉県特別機動援助隊設置要綱による応援要請 ⑤ 他団体との協定による応援要請 ⑥ 緊急消防援助隊の応援要請

第2項 医療及び助産救護活動

被災地の住民が、医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療及び助産の処置を確保し、被災者の保護に万全を図る。

担当	対策内容
医療救護班 医療機関	・必要に応じ医療救護班を編成し、指定の場所に医師会と協力して、救護所を開設する。 ・医師会と連携し、災害の種類及び状況に応じた医療・助産救護を救護所において行う。 ・災害の程度により市の能力をもってしては十分でないと認められたとき、又は救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。 ・医療救護班による医療及び助産ができない場合は、病院、診療所の診療科目及びその処理の能力、又は助産所の助産能力に応じ、適宜、当該病院、診療所及び助産所で医療及び助産を実施する。 ・負傷者が多数に及び、医療救護活動の能力の限界を超えるような場合は、トリアージを徹底し、医療救護活動の混乱を防止する。

第3項 傷病者の搬送

1 傷病者搬送の判定

担当	対策内容
医療救護班	・医療・助産救護を行った者について、トリアージに基づき、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

2 傷病者搬送の要請

担当	対策内容
本部班 医療救護班	・消防本部、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。 ・重傷者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプター、ドクターヘリを応援要請する。 また、自衛隊に対しても、ヘリコプター等を応援要請する。

3 後方医療機関への搬送

担当	対策内容
本部班 医療救護班 消防本部	・医療救護班が保有している自動車が使用可能な場合は、保有する自動車により該当する傷病者を搬送する。 ・傷病者搬送の要請を受けた消防本部、県及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、後方医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。

第4項 精神科救急医療の確保

担当	対策内容
生活救護班 医療救護班	・被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

第5項 精神保健活動

災害によって精神的なダメージ（こころの傷）（※1）を受ける被災者も多いことから、メンタルケアなどの相談指導を、県や保健所の指導により行う。

- ※1 災害によって作られた新しい現実に適応していく過程で被災者あるいは応急対策に携わる人が体験するストレスを「心的外傷後ストレス」という。災害後には心的外傷後ストレスが存在することを自覚し、ストレスに上手に対処する方法を個人個人が持てるようにすることが必要とされる。

1 災害後の心身変調に関する情報提供

担当	対策内容
市政広報班 生活救護班 医療救護班	・災害後に心理状態や行動に変化が生ずることは、誰にでも現れる自然な反応であることを説明し、災害後の生活上の留意点やストレス対処法についての具体的情報を、対面、電話、パンフレット等の方法により提供する。

2 コーディネーターの確保

担当	対策内容
生活救護班 市民相談班 医療救護班	・被災後、こころの傷を十分に癒せない人に対しては、精神科医、精神保健福祉士、保健師、臨床心理士、公認心理師などによる専門的なメンタルケアを提供する必要がある。そのために、悩みを持つ人を身近で見守り、重大な問題があれば専門家との間の連絡役を果たせる人（以下、コーディネーターという）を置く。 ・コーディネーターには、被災地内で暮らし、地域の人々の様子に通じ、被災者のこころの悩みに共感を持てる人が適任であることから、市職員、保健師、教師、民生委員・児童委員等をあてる。

※資料

●災害時協定締結状況（P資-132）

第9節 避難

■計画の主旨

地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難所の設置、避難誘導を的確に行う。また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

さらに、大規模災害時には、他都道府県からの多数の被災者の受入れを想定し、一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

なお、地震発生に伴う火災などにより、必要な場合には、高齢者等避難などの避難指示を発令する。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第1項 避難情報	1 避難情報の発令	●			本部長（市長）、本部班、警察官、自衛官、県知事、その命を受けた職員
	2 避難情報の周知	●			本部班、市政広報班、生活救護班
	3 避難情報の伝達・報告	●			本部長（市長）、本部班、警察官、自衛官
第2項 警戒区域の設定		●			本部長（市長）、本部班、土木班、消防職員、消防団員、警察官、自衛官
第3項 避難の誘導		●			生活救護班、医療救護班、土木班、協力班、消防本部、消防団、警察署、自衛隊、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織
第4項 指定避難所の 開設・運営	1 指定避難所の開設	●			本部班、避難所運営班
	2 指定避難所の運営		●	●	避難所運営班、避難所運営組織
	3 福祉避難所の開設・運営		●	●	本部班、生活救護班、施設職員、福祉避難所運営組織
	4 指定避難所外避難者対策		●	●	本部班、避難所運営班、医療救護班
	5 他都道府県からの避難者受入れ	●	●		本部班 避難所運営班

■計画の内容

第1項 避難情報

1 避難情報の発令

担当	対策内容
本部長（市長） 本部班	・市長は、地震を原因とする火災等の事態が発生し、あるいは発生するおそれがあり、又は余震発生の可能性があつて被害の拡大が懸念される等、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに避難のための立退きを指示する。（災対法第60条） ・高齢者等、避難行動に時間を要する者の避難行動開始のために、人的被害が発生する可能性が高まった場合は、本部長（市長）は警察署長、消防長と協議の上、「高齢者等避難」を発令する。
警察官	・警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長若しくはその権限を代行する市の職員が指示できないと認めるとき、若しくは市長から要求があつたとき、又は住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに住民に対し立退きを指示するものとする。（災対法第61条、警察官職務執行法第4条）
自衛官	・災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。（自衛隊法第94条）
県知事、その命を受けた職員	・知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。（災対法第60条第6項）

2 避難情報の周知

担当	対策内容
本部班 市政広報班 生活救護班	（1）住民への周知 ・避難の指示を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車、緊急速報メールのほかSNS等、あらゆる広報手段を用い、又は、自治会や地域支え合い協議会、自主防災組織を通じて、若しくは直接、住民にその内容を周知する。 ・周知にあたっては、火災予防についても併せて警告し、障害者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。 ・避難の必要が無くなった場合も同様に周知する。 （2）避難情報の内容 ・避難情報は、次の内容を明示して行う。 - ア 要避難対象地域 - イ 避難先及び避難経路 - ウ 避難理由 - エ 避難時の留意事項 ・避難にあたっては、住民等自身が避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴うなど、やむを得ないと判断

	する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。
--	---

表 3-8 避難情報（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）

種別	判断基準	住民に求める行動
緊急安全確保	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要が	【災害発生】 ・命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。
避難指示	あると認められるときは（各種状況等を参考に総合的に判断する。）、市長は、必要と認める地域の住民、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。	【全員避難】 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。
高齢者等避難		【高齢者等避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、自発的に避難を開始することが望ましい。

3 避難情報の伝達・報告

避難情報の発令を行った場合は、おおむね以下の要領により必要な事項を伝達、報告する。

担当	対策内容
本部長（市長） 本部班 警察官 自衛官	（１）関係機関への伝達・報告 - ア 市長の措置の場合 市長→県知事（災害対策課） - イ 警察官の措置の場合 警察官→市長→県知事（災害対策課） - ウ 自衛官の措置の場合 自衛官→市長→県知事（災害対策課） （２）伝達・報告の内容 - ア 災害の様態及び被害の状況 - イ 避難情報を発令した日時 - ウ 地域名及び対象人員 - エ 指定緊急避難場所

第2項 警戒区域の設定

担当	対策内容
本部長（市長） 本部班 土木班 消防職員 消防団員 警察官 自衛官	（１）警戒区域の設定 ・市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに、警戒区域を設定する。（災対法第63条・第73条） ・警察官は、市長もしくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。（災対法第63条） ・消防職員又は消防団員は、災害の現場において、活動確保を主目的として警戒区域を設定することができる。（消防法第28条・第36条） ・災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長もしくはその委任を受けて警戒区域の設定等の職権を行う市職員及び警察官が現場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令の措置を講ずることができる。ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。（災対法第63条） （２）警戒区域設定の周知及び伝達・報告 ・警戒区域の設定を行った場合は、避難情報の発令と同様、関係機関及び住民にその内容を周知、伝達、報告する。

第3項 避難の誘導

担当	対策内容
生活救護班 医療救護班 土木班 協力班 消防本部 消防団 警察署 自衛隊 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	・市は、消防本部、消防団、警察署、自衛隊、あるいは自治会・地域支え合い協議会・自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して住民の避難誘導を行うものとする。 (1) 避難誘導の方法 ・市は、次の事項に留意して避難誘導を行う。 ① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。 ② 自治会・地域支え合い協議会・自主防災組織等と連携を図り、避難者の誘導措置を講じること。 ③ 危険地点には、標示、バリケード等を行い、状況により誘導員を配置し安全を期すること。 ④ 状況により、要配慮者、妊産婦又は歩行困難者には適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。 ⑤ 誘導中は、事故防止に努めること。 ⑥ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、自治会・自主防災組織の単位で行うこと。 ⑦ 避難順位は、おおむね次の順序で行うこと。 (ア)病弱者、障害者 (イ)高齢者、妊産婦、乳幼児、児童 (ウ)一般住民 (2) 所持品の制限 ・携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等とし、避難に支障をきたさない最小限度のものとする。 (3) 要配慮者対策 ・「第3章 震災応急対策 第14節 要配慮者対策」参照

第4項 指定避難所の開設・運営

1 指定避難所の開設

指定避難所の開設に当たっては、事後の事務に支障をきたさないよう、救助法の定める実施基準に準じて以下のように行う。

担当	対策内容
本部班 避難所運営班	(1) 開設の主旨 ・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあり、避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。また、災害発生の不安により、当該地域の住民からの要請があった場合、避難所を開設する。ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。 (2) 開設の方法 ア あらかじめ策定した「避難所運営マニュアル」に基づき指定避難所を開設する。 イ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

	ウ 開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう措置する。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。 エ 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。 オ 市長が避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を知事に報告する。 (ア) 指定避難所開設の目的、日時、場所 (イ) 箇所数及び収容人員 (ウ) 開設期間の見込み
--	---

2 指定避難所の運営

市は、指定避難所の開設に伴い、地域対応部職員を指定避難所に派遣するとともに、自治会・地域支え合い協議会・自主防災組織・ボランティア団体等の協力者を得て、避難所運営組織を設置し、あらかじめ策定した避難所運営マニュアルに基づいて指定避難所の運営を行う。また、避難所運営班は長期化した場合における職員の負担を軽減するため人員配備表を作成し、人員配備や交代等を適宜行うとともに運営の円滑化を図る。

担当	対策内容
避難所運営班 避難所運営組織	(1) 指定避難所の運営に当たっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。 ア 避難者名簿の整備 指定避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資の需要を把握するものとする。 名簿の管理にあたっては、DV被害者等の情報が加害者に漏れないように十分配慮する。 物資の不足が見込まれる場合は県及び他の自治体に応援を要請するほか、協定を締結している企業等に支援要請を行い、必要数量の確保を図る。 イ 通信手段の確保 指定避難所の開設や運営状況を把握するため通信連絡手段の確保に努める。 ウ 指定避難所の運営 指定避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性や男性、LGBTQなど性的少数者等のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には女性をはじめ、様々な意見が反映されるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。また、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。 避難所の運営に当たっては、「第2章 災害予防計画 第6節 自助、共助連携による防災体制の整備 第7項「ボランティアの活動環境の整備」に準じ、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。 エ 要配慮者や女性、性的少数者への配慮 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉スペクトラム症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性、性的少

数者に配慮し、男女別及び共用の更衣室、男女別及び共用のトイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるよう努める。

男女や性的少数者のニーズの違い等に配慮するものとする。特に更衣室やトイレ、入浴施設、女性専用の洗濯物の干し場所等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や巡回警備の実施による安心・安全の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては県男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

オ 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

<要配慮者や女性のために必要と思われる物資等（例示）>

高齢者：紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤

乳幼児：タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（調理用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等

肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者：紙おむつ、ベッド、車いす、歩行器、杖、バリアフリートイレ

病弱者・内部障害者：医薬品や使用装具

膀胱又は直腸機能に対する障害：オストメイトトイレ、ストーマ

咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭

呼吸機能障害：酸素ボンベ

聴覚障害者：補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ

視覚障害者：白杖、点字器、ラジオ

知的障害者・精神障害者・発達障害者：医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具

女性：女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル

	妊産婦：マット、組立式ベッド 外国人：外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラル食、ストール なお、「第3章 震災応急対策計画 第14節 要配慮者対策 第4項「指定避難所における要配慮者への配慮」にも避難所における要配慮者対策を定めている。（P 3-76） カ 生活環境への配慮（プライバシーの確保等） 指定避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 キ 避難者の健康管理 避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、医師への協力要請などの必要な措置をとる。また、高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。 ク 避難所における新型コロナウイルス感染症対策 新型コロナウイルス感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう「避難所開設・運営における新型コロナウイルス等感染症対策マニュアル」に沿って、以下の対策を取るものとする。（詳細は「避難所開設・運営における新型コロナウイルス等感染症対策マニュアル」参照） <健康状態に合わせた避難場所の確保> 十分なスペースを確保するため、指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する。 <十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設> 体育館が避難所となる学校施設では、空き教室の活用を検討するなど、指定避難所以外の臨時的な避難所の確保・開設を検討する。 地域の実情に応じて自治会集会所等の活用を検討する。 <避難所受付時の流れ> 検温、健康チェックリストによる健康状態の確認の後、「感染が確認されており自宅療養中の者は保健所に連絡」、「発熱、強いだるさ、嗅覚・味覚の異変のある者、濃厚接触者は発熱者等専用スペース」、「その他の者は一般の避難スペース」とする。 <避難所レイアウトの検討> 世帯間で概ね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。 <避難者の健康管理> 避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るた
--	---

	めの体制を整備する。 感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の坂戸保健所と連絡体制を整備する。 ＜発熱者等の専用スペースの確保＞ 発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。 発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。 発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。 ＜物資・資材＞ マスク、フェイスシールド、消毒液、非接触型体温計、感染防護衣、手袋、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。 ＜自宅療養者の対応＞ 自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。 避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。 ＜住民への周知＞ 広報誌、市ホームページ、SNS等を活用し以下の事項を住民に周知する。 自宅の安全が確保できる場合は在宅避難を検討すること。 安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。 マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること 等。 ＜感染症対策＞ 手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。 定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）。 食事時間をずらして密集・密接を避ける。 ＜発熱者等の対応＞ 避難者の体調が悪化した場合は、症状により119番へ救急要請する。 避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は、坂戸保健所の指示に従う。 ＜車中泊（車中避難）等への対応＞ 車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。 ケ 避難者と共に避難した動物の取扱い 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用
--	---

	スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 (2) 指定避難所運営マニュアル等の作成 市は、災害時における指定避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。(市では「避難所開設・運営における新型コロナウイルス等感染症対策マニュアル」を令和2年6月に作成しているが、適宜、実情に応じて見直すものとする) (3) 市が要請した場合、県は、職員を避難所に派遣するとともに、他市町村に対し職員の派遣を指示する。
--	---

3 福祉避難所の開設・運営

指定避難所における生活が困難な要配慮者に対して、福祉避難所を開設する。

担当	対策内容
本部班	・避難所運営班からの要配慮者の避難状況、被災生活の情報をもとに、老人福祉センター、市民センター、女性センターを活用した福祉避難所を選定し、開設の指示をする。 ・上記施設における開設が困難な場合や、福祉避難所での介助等の措置が困難な場合は、民間福祉施設及び保健医療施設に受入を要請する。
生活救護班 施設職員	・福祉避難所は、各施設職員が施設の被害状況、利用者の状況を把握し、安全を確認した上で、施設職員の協力を得て開設の準備をする。 ① 開設日時、場所及び施設名、避難者数、避難者名、開設予定期間等を、市災害対策本部に連絡する。 ② 福祉避難所に管理責任者を置く。 ・福祉避難所の運営は、生活救護班、施設職員、要配慮者、ボランティア等からなる福祉避難所運営組織を設立し行う。
福祉避難所運営組織	・福祉避難所運営組織は、避難所運営マニュアルに基づき、避難者名簿・台帳の作成、生活物資の配布、運営状況の記録、報告、避難者の要望のとりまとめ等の活動を行う。 ・ボランティア、自治会・地域支え合い協議会・自主防災組織等の住民の協力を得て、要配慮者の介助、生活支援を行う。

4 指定避難所外避難者対策

担当	対策内容
本部班 避難所運営班 医療救護班	・市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等の必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導等を実施する。

5 他都道府県からの避難者受入れ

担当	対策内容
本部班 避難所運営班	・市は大規模災害のため、他都道府県からの避難者の受入れについて、知事から協議があった場合は、県施設を基本に指定避難所等から選定し、受け入れるものとする。なお、運営については、「2 指定避難所の運営」を準用する。

※資料

- 様式5 避難情報についての報告（P資-39）
- 様式6 高齢者等避難（P資-40）
- 様式7 避難指示（P資-41）
- 様式8 避難者名簿（P資-42）
- 様式9 避難収容状況調（P資-43）
- 様式10 避難所開設状況（P資-44）
- 様式11 避難所状況報告（P資-45）
- 様式12 避難所状況一覧（P資-46）

第10節 緊急交通路の確保

■計画の主旨

地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊した建築物や電柱等が散在し、これらの障害物の除去や、路面の亀裂、陥没等の破損箇所の修復等の道路機能回復のための応急復旧作業は、関係機関による地震後の応急対策を効果的に講じるための必要条件である。

道路の応急復旧を制約された条件下で効果的に行うため、緊急交通路（緊急輸送道路）について迅速に被害状況を把握し、他の道路にさきがけて応急復旧作業を行う。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第1項 道路被害状況の把握	1 道路被害状況の把握	●			土木班
	2 道路被害状況の伝達	●			土木班
第2項 緊急輸送道路の応急復旧作業	1 実施責任者	●			本部長（市長）、土木班
	2 障害物の除去の実施方法	●	●	●	土木班
第3項 緊急輸送道路の状況の広報		●	●	●	市政広報班、土木班

■計画の内容

第1項 道路被害状況の把握

1 道路被害状況の把握

担当	対策内容
土木班	・緊急輸送道路の被害を迅速に把握し応急復旧に着手できるよう、事前に県及び東日本高速道路株式会社といった道路管理者並びに警察、消防機関等関係機関とともに、地震発生後の道路被害状況を把握するための体制を整え、状況の把握及び情報伝達を迅速かつ適切に行う。

2 道路被害状況の伝達

担当	対策内容
土木班	・災害が発生した場合、区域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。

第2項 緊急輸送道路の応急復旧作業

1 実施責任者

担当	対策内容
本部長（市長） 土木班	・市長は、所管する道路上の障害物の除去を実施する。

2 障害物の除去の実施方法

担当	対策内容
土木班	（１）作業順位の決定 ・あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況をもとに、緊急性を考慮し、県危機管理防災部、警察本部と調整の上、応急復旧順位を決定する。 （２）実施方法 ・障害物の除去について、消防団及びその他の団体の協力を得て、作業班を編成し、これに当たる。 ・道路の交通に著しい障害を及ぼしているものの除去は、飯能県土整備事務所及び市が相互に協力し、それぞれが所有する機械器具、車両等をもって速やかに除去し、交通の確保を図る。 ・障害物の除去に必要な機械器具等は、現有のものを使用するほか、適宜関係業者の協力を求めて調達使用するものとする。 ・除去した障害物はその状況により、支障のない場所へ集積する。 ・災害の状況により必要と認める場合は、「災害時における応急復旧業務に関する協定（鶴ヶ島市土木工友会）」「災害時における応急対策活動の協力に関する協定（坂戸鶴ヶ島造園組合）」に基づき、協力を要請する。

第3項 緊急輸送道路の状況の広報

担当	対策内容
市政広報班 土木班	・効率的な緊急輸送を行うために、県と協力し、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送道路に関する情報伝達窓口を設置し、緊急輸送を実施している主体及び一般住民からの問い合わせ等に対して、的確な情報伝達を行う。

※資料

●災害時協定締結状況（P資-132）

第11節 緊急輸送

■計画の主旨

地震発生後の応急対策において、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、輸送車両の確保やその確認等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を実施する。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第1項 緊急輸送車両等の確保	1 車両	●	●		施設班
	2 ヘリコプター		●		本部班
	3 給水車		●	●	坂戸、鶴ヶ島水道企業団
第2項 緊急輸送道路の確保		●	●	●	土木班
第3項 緊急通行車両の確認手続き等	1 緊急通行車両の確認手続き	●	●	●	施設班、各班
	2 救助法を適用した場合の輸送	●	●	●	本部班
第4項 物資の集積場所及び要員の確保			●	●	本部班、商工農政班

■計画の内容

第１項 緊急輸送車両等の確保

災害時に被災者を避難させるための輸送、並びに救助の実施に必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するために、所要の車両等を確保する。

ただし、救助法が適用された場合は、あらかじめ委任を受けている救助のための輸送については、市長が行う。

１ 車両

担当	対策内容
施設班	・車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達、あっせん又は人員及び物資の輸送を要請する。

２ ヘリコプター

担当	対策内容
本部班	・重症者等、特に緊急を要する輸送の場合は、ドクターヘリ、県防災ヘリコプター、警察ヘリコプター、自衛隊ヘリコプターによる輸送を要請する。なお、ヘリコプター発着場を以下のように指定する。

表３－９ 飛行場外離着陸場（航空法第79条の規定基準）

名 称	所 在 地
鶴ヶ島市運動公園（多目的広場Ｂ）	太田ヶ谷201-8

表３－10 災害時緊急離着陸場（火災・救助・救急・調査・救援等）

名 称	所 在 地
鶴ヶ島市役所（来庁者用駐車場）	三ツ木16-1

３ 給水車

担当	対策内容
坂戸、鶴ヶ島水道企業団	・給水活動を実施する際には、必要に応じて近隣及び相互応援協定を締結した市町村等に対して給水車の応援を要請し、なお不足の場合あるいはこれらの市町村において応援が不可能な場合には、県に調達、あっせんを要請する。

第２項 緊急輸送道路の確保

担当	対策内容
土木班	・地震発生後は、緊急通行車両等の通行する道路を確保することが重要である。したがって、市、その他の道路管理者においては、緊急輸送道路の陥没、橋の落下、その他の交通の障害状況等を的確に把握するため、直ちに所要の情報収集活動を行い、その結果を受けて、市は、被災者や物資、復旧作業要員の輸送等のための緊急輸送道路を確保するため、必要な応急復旧を実施する。

第3項 緊急通行車両の確認手続き等

1 緊急通行車両の確認手続き

担当	対策内容
施設班 各班	・災害発生時には、緊急輸送の実施責任者及び緊急通行車両の使用者は、緊急通行車両の事前届出済証を警察署、災害のために設置された検問所等に提出し、緊急通行車両の確認の手続きを受けるものとする。又は、県知事又は県公安委員会に対し、新たに緊急通行車両確認申請書を提出し、当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。

2 救助法を適用した場合の輸送

担当	対策内容
本部班	(1) 輸送力確保の基準 ・救助法による応急救助のための輸送力の確保は、次の基準により実施する。 ① 輸送の範囲 ・被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水等の供給、救助用物資、遺体の捜索及び遺体の処理のための人員資材の輸送とする。 ② 期間 ・応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。 (2) 救助物資等の輸送 ・県と協力し、救助物資等の輸送を実施する。

第4項 物資の集積場所及び要員の確保

担当	対策内容
本部班 商工農政班	・救援物資ストックセンター（バス車庫）を開設し、食料品、生活必需品、救援物資等の集積場所として活用する。 ・救援物資ストックセンター（バス車庫）は、商工農政班から責任者を置き、市職員の他、他市町村の応援職員、ボランティア等の協力により要員を確保し活動を行う。 ・救援物資ストックセンター（バス車庫）から、各指定避難所への物資の輸送は、市の緊急車両を活用するが、必要に応じ県に対して調達、あっせん又は人員及び物資の輸送を要請する。

※資料

- 緊急通行車両以外の車両通行止め表示（P資-106）
- 緊急通行車両等確認申請書（P資-107）
- 緊急通行車両の標章（P資-108）
- 緊急通行車両事前届出書・緊急通行車両事前届出済書（P資-109）

第12節 社会秩序の維持等

■計画の主旨

地震の規模が大きい場合、物的な被害だけでなく、日々の生活を支える社会システムにも障害が発生し、人心にさまざまな影響を及ぼす可能性があるため、社会秩序を維持し、社会的混乱の発生を防止あるいは軽減するよう努める。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第1項 社会秩序の維持 及び社会的混乱 の防止	1 防犯活動		●	●	避難所運営班、警察署、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織
	2 パニックやデマの防止		●	●	本部班、市政広報班、消防本部、消防団
	3 物価の安定等			●	商工農政班

■計画の内容

第 1 項 社会秩序の維持及び社会的混乱の防止

1 防犯活動

担当	対策内容
避難所運営班 警察署 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	・市は、被災箇所や指定緊急避難場所及びその周辺においては、警察や自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織と連携して、班編成による計画的なパトロールや安全に関する情報提供を行い、防犯に努める。

2 パニックやデマの防止

担当	対策内容
本部班 市政広報班 消防本部 消防団	・地震による被害発生後に、電話の輻輳等による安否の確認不能、停電等によるマスコミ情報の欠如、口コミ等による不正確な情報の伝達によって、住民の間に不安が広がり、混乱が引き起こされ、パニックへと発展することを防ぐため、次の対策を行う。 ・発災直後における市街地、指定避難所、駅及び商業施設等不特定多数の者が使用する施設や地域に対し、市防災行政無線を使用し、住民に対して落ち着いて行動することを呼びかけるとともに、被害状況や今後の見通しに関する正確な情報の広報を行う。 ・広報車のみならず、広報装置を装備する車両、SNS、拡声器等広報可能な手段を最大限に確保するとともに、対象地域ごとに効率的に配分して広報を展開する。

3 物価の安定等

担当	対策内容
商工農政班	・市内における生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ、小売店等に指導等を行う。

第13節 飲料水・食料・生活必需品の供給

■計画の主旨

震災発生直後の住民の生活を確保し、人心の安定を図ることは、応急対策上非常に重要である。

震災により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合において、住民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である飲料水、食料及び生活必需品等の確保と迅速な供給を実施する。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第1項 飲料水の確保 及び供給	1 飲料水の供給	●	●	●	本部班、坂戸、鶴ヶ島水道企業団
	2 給水施設の応急復旧		●	●	本部班、坂戸、鶴ヶ島水道企業団
第2項 生活用水の確保及び供給			●	●	本部班、坂戸、鶴ヶ島水道企業団
第3項 食料の確保及 び供給	1 食料の供給計画	●	●		市政広報班、避難所運営班、商工農政班
	2 食料の調達計画		●	●	市政広報班、商工農政班
	3 食料の調達体制		●	●	本部班、商工農政班
	4 炊出しの実施及び食品の配分		●	●	避難所運営班、学校班、避難所運営組織
第4項 生活必需品の 確保及び供給	1 生活必需品の供給計画	●	●		避難所運営班、生活救護班、避難所運営組織
	2 給与又は貸与の方法		●	●	市政広報班、避難所運営班、商工農政班、避難所運営組織

■計画の内容

第 1 項 飲料水の確保及び供給

災害のため水道水、井戸水等が汚濁、又は汚染し、現に飲用に適する水を得ることができない者に対し、最小限必要な飲料水の供給を行い、同時に供給施設の応急復旧を実施する。

1 飲料水の供給

担当	対策内容
本部班 坂戸、鶴ヶ島水道企業団	(1) 給水方針 - 市及び水道企業団は、所管地域における給水計画を独自に樹立し、飲料水の確保に努め、最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保できない場合は、隣接市又は県に速やかに応援を要請する。 (2) 飲料水の供給基準 - り災者等に対する飲料水の供給は次の基準で実施する。 ① 対象：災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者。 ② 供給量：災害発生時から3日目までは、1人1日3リットル、4日目以後は約20リットルを目標とする。 (3) 給水方法 - 給水は、被災地の必要な地点に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等により浄水場から供給し、浄水が得られない場合には、ろ水器機等を活用する。 (4) 応急給水資機材の調達 - 市及び水道企業団は、応急給水資機材の調達計画に基づき、必要な資機材を確保する。 (5) 飲料水の供給要請 - 災害の状況により飲料水が必要と認める場合は、「災害時における救援物資提供等の協力に関する協定（コカ・コーライーストジャパン株式会社）」「災害時における飲料供給に関する覚書（ダイドードリンコ株式会社）」「災害時における飲料水の供給に関する協定（株式会社伊藤園）」に飲料水の供給を要請する。

2 給水施設の応急復旧

担当	対策内容
本部班 坂戸、鶴ヶ島水道企業団	(1) 被害箇所調査と復旧 - 上水道の被害状況の調査及び復旧工事は、30日以内を目標に完了するよう実施する。 (2) 資材の調達 - 復旧資材は、市長の要請に基づき、県知事があつせんする。 (3) 技術者のあつせん - 応急、復旧工事を実施するために、市長の要請に基づき、県知事が技術者等をあつせんする。

第2項 生活用水の確保及び供給

市は、生命を維持するのに必要な飲料水の他に、トイレ、風呂、洗濯等の生活用水を上水道施設の被害のために得ることができない者に対し、最小限必要な生活用水の供給を行う。

担当	対策内容
本部班 坂戸、鶴ヶ島水道企業団	(1) 対象 ・災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、現に生活に要する水を得ることができない者。 (2) 供給方法 ・生活用水の供給は、飲料水と同様に被災地の必要な地点に給水所を設置し、給水車その他の容器を使用して浄水場から供給し、浄水が得られない場合には、ろ水機等を活用する。ただし、浄水については飲料水としての使用を優先させる。 ・汚濁等により飲料水に適さない上水道水、通常飲用として利用されていない井戸水、防災用井戸や学校プールの水等を生活用水として利用する。

第3項 食料の確保及び供給

1 食料の供給計画

災害時に被災者及び災害救助に従事する者に配給する食料について、救助限度に必要な食料の確保とその配給の確実を期する。

担当	対策内容
市政広報班 避難所運営班 商工農政班	(1) 災害時における食料の給与 ・被災者及び災害救助に従事する者に対する食料の給与は、原則として次により実施する。 ア 食料の給与は、市長が実施する。 イ 給与の内容は次のとおりとする。 ① 被災者及び災害救助従事者に対する給食又は食料の供給 ・米穀（米飯を含む。）、乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として調整粉乳とする。 ② 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県知事の指定を受けて、被害を受けない住民に対して行う米穀等の応急供給 ・原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び乳製品とする。 (2) 食品給与計画に基づく実施 ・災害時の食品給与の円滑を期するため、食品の調達（備蓄を含む）、輸送、集積地、炊出し及び配分等に関する計画を内容とする食品給与計画に基づき食品給与を実施する。

2 食料の調達計画

担当	対策内容
市政広報班 商工農政班	(1) 米穀の調達 ・市長は、災害の状況により、米穀小売販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、県知事に米穀の調達を要請する。 ・市長は、交通、通信の途絶等、被災地が孤立化等、救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ県知事から指示される範囲内で農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給する。 (2) その他の食料の調達 ・米穀以外の食料の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達を行うものとするが、なお不足を生ずる場合は、県知事に食料の調達を要請する。 (3) 県の措置 ・県知事は、市長から米穀その他の食料の調達の要請を受けたとき、また、被害の状況等から判断して必要と認めたときは、供給する品目及び数量を決定して調達を行い、市に供給する。

3 食料の調達体制

担当	対策内容
本部班 商工農政班	(1) 食料の供給要請 ・災害の状況により応急食料が必要と認める場合は、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（生活協同組合コープみらい）」「災害時における食糧物資の供給等協力に関する協定（関東食品株式会社 埼玉支店）及び鶴ヶ島市商工会食品部会・飲食部会に食料の供給を要請する。 (2) 食料の輸送 ・救援物資ストックセンター（バス車庫）への食料の輸送は、協定等に基づき行う。 ・救援物資ストックセンター（バス車庫）から、各指定避難所への物資の輸送は、市の緊急車両を活用するが、必要に応じ県及び事業所に対して物資の輸送を要請する。

4 炊出しの実施及び食品の配分

担当	対策内容
避難所運営班 学校班 避難所運営組織	(1) 炊出し等の場所 ・炊出し及び食品の配分に関する計画において、炊出し等の実施場所を指定避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊出し等による食料の給与を実施する。 (2) 県への協力要請 ・多大な被害を受けたことにより、市において炊出し等の実施が困難と認めたときは、県知事に炊出し等について協力を要請する。 (3) 県の措置 ・県知事は、市長から要請を受けたときは、次により措置を講ずるものとする。 ① 赤十字奉仕団等に応援要請 ② 特定給食施設に炊飯委託 ③ (一社)埼玉県L P ガス協会等に避難所等へのL P ガス等、代替エネルギーの供給要請 (4) 実施状況報告 ・市長は、炊出し、食品の配分その他食品の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに県知事に報告する。

第4項 生活必需品の確保及び供給

災害時にり災者に支給する衣料等の生活必需品については、その確保と支給の確実を期する。

1 生活必需品の供給計画

担当	対策内容
避難所運営班 生活救護班 避難所運営組織	(1) 実施責任者 ・救助物資の調達、給与等は市が行う。ただし、市において調達することが困難と認めたときは、県が備蓄物資を放出又は調達し、供給する。 (2) 生活必需品の給与又は貸与 ・対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない「被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品（以下「救助物資」という。）」を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者とする。 ・給与又は貸与品目は、次に掲げる範囲内とする。 ① 寝具 ② 外衣 ③ 肌着 ④ 身の回り品 ⑤ 炊事用品 ⑥ 食器 ⑦ 日用品 ⑧ 光熱器材 ⑨ 情報機器 ⑩ 要配慮者向け用品

2 給与又は貸与の方法

担当	対策内容
市政広報班 避難所運営班 商工農政班 避難所運営組織	・救助物資の調達、給与等は、市が行うものとし、市において調達することが困難と認めたときは、県が備蓄物資を放出又は調達し、市に供給する。 ・救助物資の購入計画は、市長が災害の状況、被害世帯構成員別等に基づき、品目等を考慮して行う。 ・あらかじめ生活必需品の給（貸）与基準を定め、災害時に必要があると認めたときは生活必需品の給（貸）与を実施する。 ・各調達物資及び救援物資は救援物資ストックセンター（バス車庫）に集積し、そこから物資を必要とする指定避難所等へ配送する。

※資料

- 様式13 食糧調達状況（P資-47）
- 様式14 輸送状況（P資-48）
- 様式15 物品輸送引渡書（P資-49）
- 災害時協定締結状況（P資-132）